

Title	「白石建議 七」付注
Sub Title	ARAI Hakuseki's Hakuseki Kengi 7
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.107, No.1 (2014. 4) ,p.53- 70
JaLC DOI	10.14991/001.20140401-0053
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20140401-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



「白石建議 七」付注

寺 出 道 雄

はじめに

本稿では、新井白石の「白石建議」の内からその「七」——「改貨後議」（1714（正徳4）年）——について、原書にはない句読点を打ち、若干の読み仮名を加え、注を付して紹介する。

白石が、若年寄支配として、幕政の中核において直面した主な経済問題は、金・銀貨の改鑄問題と金銀の海外への流出制限の問題であった。その2つとも貨幣問題である。そのことは、市場経済（商品・貨幣経済）の発展が、「折り返し不能点」を越えてしまった、「ポスト元禄」の政治家にして思想家であった彼にふさわしいことであった、と言えるであろう。白石の経済論は、『折りたく柴の記』にも散見される。しかし、それが首尾の通った論考として展開されているのは、「建議」の「四」～「八」においてである。その内、金・銀貨の改鑄問題を扱った「七」、すなわち「改貨後議」は、「白石貨幣論入門」とも言える内容となっている。「建議」の「四」「五」「八」（「改貨議」1713（正徳3）年）では、「専門家」向けといった調子で議論がおこなわれている。これに対して、「七」では、議論は、噛んで含めるような調子でおこなわれているのである。つづいて、「改貨議」を紹介

していくに当たって、執筆された順序は逆になるが、まず、「改貨後議」を取り上げる所以である。

さて、ここで白石の経済論全体について一瞥しておこう。

「改貨議」（「白石建議」「四」・「五」・「八」）は、1713（正徳3）年の作品である。「改貨後議」（「白石建議」「七」）は、1714（正徳4）年の作品である。この両点は、『折りたく柴の記』によって確認出来る。ちなみに、正徳の改鑄は、1714（正徳4）年である。

これに対して、「白石建議」「六」に収められた、関連した3つの小篇の著述年は、はっきりしない。しかし、そこでの話題と密接に関連した「海舶互市新例」が発表されたのは、1715（正徳5）年である。そうすると、白石の政策論が、現実の政策決定と時期的に近接して著わされていることからすれば、1713ないし14（正徳3・4）年を、その著述年であると推定することが出来る。この推定が正しいとすると、白石の経済論全体は、幕政の中核における激務のなかで、極めて短期間の内に書かれたことになる。

その内容は、これから読んでいくように、「白石建議」「四」では、貨幣論・物価論が展開された後、改貨に関する他説が批判されている。

「白石建議」「五」では、改貨の基本論が述べられた後、その具体的な実施要領が展開されている。

その具体的な実施要領を、一連の算術的な手順の表として展開したのが「白石建議」「八」である。

「白石建議」「六」では、日本の金・銀・銅についての歴史が、それらの産出、貨幣制度、海外への流出という3つの視点から展開されている。

「白石建議」「七」では、正徳の改鑄に対する批判への反批判が展開されている。

こうした「白石建議」における経済論は、当然、経済政策論に収斂している。しかし、その叙述は、経済理論・経済史の領域にも及んでいる。白石の経済政策論の特質は、認識論的な基礎が確固とした経済理論の利用・算術の利用・歴史研究の利用・統計の利用に、明確に基礎づけられていることである。

こうした、広範な学識・関心に支えられた白石の議論の実践的な性格は、日本近世の経済学の歴史のなかでも特異なものではないであろうか。

以下、

『新井白石全集』第六卷、編輯・校訂者 市島兼吉 発行者 吉川半七 明治40年4月刊行。を原書とした。その原本である岩崎文庫本は、現在は岩崎文庫（東洋文庫）に所蔵されていない。そうした状況下で、『全集』第六卷をベースとして用いるに当たって、編輯・校訂者である市島兼吉に、100余年の時を越えて謝意を表わしたい。

なお、『全集』には印影による復刻版（1977）国書刊行会）がある。

凡例は、以下の通りである。それは、末尾にある「参考文献」とともに、「白石建議」への付注全体を通じてのものであり、「七」には該当しないものもある。

凡例

- 1) 句読点は、付注者が付した。
- 2) 漢字は、新字体に直した。
- 3) 読み仮名、逆に、文脈上、意味を取り難い本

文の仮名に付した漢字は、付注者によるものである。読み仮名の仮名遣いは、新仮名遣いを用いた。稀に、白石が、読みが難しい字を用いている場合、原書には読み仮名が付されている。その読み仮名は特に注記することなく利用した。

- 4) 明白な誤記・誤字は補正した。ただし、内容の理解にかかわる補正は、原文の上に（・）に入れて記した。
- 5) 本文中の小字による注は、（・）に入れて、本文と同じポイントで記した。やはり小字である「^{それ}某」は、本文のポイントとそろえた。カタカナによる送り仮名が小字であるのも、他のポイントにそろえた。
- 6) 闕字、平出、擡頭は捨象した。
- 7) 「組み」は、横組みとし、読みやすさを考慮して変更を加えた上で、出来るだけ原書の「組み」に近づけた。
- 8) 注の中の『折りたく柴の記』からの引用は、岩波文庫版（松村明校注）（新井（1999））による。頁数も同版のものである。
- 9) □は、原本の判読不能箇所である。
- 10) 「く」「ぐ」は、反復記号であり「く」「ぐ」ではない。

白石建議 七*

金銀錢通用の事

金銀錢等の事を論じ候には、金銀錢の三品を通じ用ひ候子細を覚悟すべき事に候。もし此覚悟もなくして、或は金の一品につきて論じ、或は銀の一品につきて論じ、或は錢の一品につきて論じ候は、其一品を用ひ候所を論じ候と申すものにて、通じ候と申す義を闕候によりて、其論じ候所皆々

其理にあたらざる事に候。これによりて、まず金銀錢通用の大意をここにしるし候。

第一 金を以て上幣とし、銀を以て中幣とし、錢を以て下幣とし候事は、古よりの事にて、倭漢共にその代々の法制相同じからざる事どもは事長く候て、しかも今日の用ひにもなり難き事に候を以て、此事は論ずるに及ばず候。我国の宝貨の法は、東照宮御治世の初に一変し候てより此方、唯今に至るまで、皆々其法によられ候御事に候。(其年月の事は、金銀座のものに相たづね候へども、其

* 正徳の改鑄は、白石が、「過ぎにし五月より、金銀改造られて、世に行なはれし」(『折りたく柴の記』p.383.)と述べるように、1714(正徳4)年5月に開始された。「白石建議 七」、すなわち「改貨後議」は、そうした正徳の改鑄に対する批判への反論として書かれた。

「まづ改貨後議をしるして、この議をもて、老中の人々に見せらるべし。此人くの心服せざらむには、事行はれ難し。」(『折りたく柴の記』p.386.)

こうした成立時点からして、以下では正徳金・銀が、新金・銀と呼ばれている。また、正徳の改鑄で金鈔・銀鈔の発行がおこなわれなかったため、「建議 五」でなされたそれらの発行構想への言及はない。

- (1) 3種類。
- (2) 知る。
- (3) 白石は、ここで、貨幣の価値ないし貨幣による財の購買力の相互依存性について述べる。

貨幣の価値の大きさは、その貨幣自身によってのみ決定されるのではない。すなわち、金貨・銀貨・銅銭の価値の大きさは相互依存の関係にある。例えば、金貨の価値が高まれば、銀貨の価値は、相対的に低下する。一方、銀貨の価値が高まれば、金貨の価値は、相対的に低下する。白石は、問題を1本1本の独立した方程式の寄せ集めとして解こうとしているのではなく、1組の連立方程式として解こうとしているのである、と言える。

以下の「通じ」は、金・銀・銭が、相互に交換されつつ流通すること。

- (4) ことわり。道理。近代風に言えば論理。
- (5) 上等の貨幣。
- (6) 中等の貨幣。
- (7) 下等の貨幣。
- (8) 日本と中国。
- (9) 今日の役に立たない。

申す事どもたしかならず候。⁽¹²⁾大やうは慶長六年より後の事と相きこえ候。)慶長の初に小判を造出され⁽¹³⁾、其重さ四匁八分を以て一兩と定められ、(大判はこれよりさきに出来しと申す。小判は慶長四⁽¹⁴⁾年に始るとも申し、同五年に始るとも申す。按ずるに慶長六年の事なるべし。又、金一兩の重さの事も、四匁七分三厘とも申し、四匁七分六厘とも⁽¹⁵⁾申す。その大数を以て、まずは四匁八分と申す事⁽¹⁶⁾

にて一定し難き事は、すなはち東照宮の神慮なりと申し伝ふる所に候。詳なる事は下に見ゆ。)一兩の金は銀にしては六十匁⁽¹⁷⁾に当り、錢にしては四貫文⁽¹⁸⁾に当てられ候へば、凡そ金の価、銀にまさり候事、十二割余、(これ金の重さ一匁は、銀十二匁に当るを以てなり。)錢にまさり候事、八百四十割⁽²⁰⁾、(これ金の重さ一匁は、錢八百四十文に当る故也。一錢の重さ、すなはち一匁也。)銀の価は錢に

(10) 徳川家康。

なお、「白石建議 六」の「本朝金銀の制の事」では、家康政権に先立つ織豊政権下の事情について、次のように述べられている。

「一 天正十六年造ニ黄金大判小判ニ

織田殿は財を生ずるの才略おはせしかば、国富たり。秀吉又其才おはしたれば、天下をしり給ひしより、天下の財を聚歛して国用を足されき。天正十六年に新たに大判小判を造らる。これ世に天正十六年判といふもの也。

(頭書)又大仏判ともいふ歟。」

文中、「黄金大判小判を造らる」。天正16年は、1588年。

(11) 金座・銀座ともに江戸と京都におかれた。ここでは、江戸の金座・銀座のことであろう。

(12) 1601年。慶長は、1596-1615年。

(13) 慶長小判の鑄造は、1600(慶長5)年に開始された。注(10)のように、大判・小判そのものは、徳川以前の天正年間から鑄造されていた。

(14) 1599年。

(15) 1600年。

(16) 白石自身、「白石建議 五」では、慶長小判の重量を、4匁7分6厘であるとしている。

1匁は、明治時代に整備された度量衡では、3.75グラム。分は匁の10分の1。厘は分の10分の1。4.76匁は、17.85グラム。

(17) この金1兩=銀60匁という、実質的には貞享期(1684-1688年)に成立した比価を、白石は、貨幣制度の根幹をなすものとして重視する。

(18) 1貫文は、1,000文。1貫文の重量は、3貫840匁。1貫(1,000匁)は、明治時代に整備された度量衡では、3.75キログラム。注(35)を参照。

(19) ここでの「割」は、「倍」の意味。

計算は、

$$60 \div 4.8 = 12.5。$$

まさり候事、六十四割、⁽²¹⁾（これ銀一匁に錢六十四文に当るが故なり。）これすなはち、金銀錢をのずから其品の高下あるによりて、をのく其価を定められ候所歟。まず此等割増の数を以て、金の品の銀にまさり、銀の品の錢にまさり候所を、よく心得べき事に候。⁽²²⁾（永樂錢を停止せられ、京錢⁽²³⁾を用ひられ、そのうち、寛永通寶錢⁽²⁴⁾を用ひられ候仕第は、しるすに及ばず。）

第二 金銀錢を用ひ候法は、金はもとより其品^貴たつとく候によりて、その形の大小を以て用ひ候物に候。⁽²⁵⁾（たとへば、⁽²⁶⁾小粒四つにて小判一両につりあひ、小判七兩余にて大判一枚につりあひ候類^{たぐい}。）錢はもとより其品賤しく候によりて、たゞその数の多少を以て用ひ候物に候。（古錢新錢等をもえらばず、大小輕重にもかゝはらずして、只其数を以て通用候。）⁽²⁷⁾銀は金と錢との間にはさまり候て、其品もとより賤しからず。また甚だたつと

からず。その形の大小にもその数の多少にも相拘⁽²⁸⁾はらず、たゞ其重さの輕重を以て用ひ候物に候。（金と錢とは、度々に秤にかけ候て用ひ候物にはあらず候。銀に限りては、必らず秤にかけ候て用ひ候事は、其輕重を以て用ひ候物に候故にて候。）これすなはち、金銀錢其品おのづから相わかれたち候て、其用ひ候所もをのく同じからざる所に候。

第三 金銀錢を通じ用ひ候法は、金は其形の大小を以て用ひ候物に候へば、一兩の金は銀六十匁には通じ用ひ候へども、六十一匁の用にも通じ用ゆべからず、五十九匁の用にも通じ用ゆべからず。一分の小粒も銀十五匁の外に通じ用ひ難き事、又これに同じく候。（たとへば、高貴の人の、いやしき事には通じ用ひがたく候事のごとし。）⁽²⁹⁾錢はたゞ其数の多少を以て用ひ候ものに候へば、金にかへ銀にかへ候て通じ用ひ候所におゐては、相妨る所なきやうには候へども、もとより其品下りた

(20) ここでの「割」も、「倍」の意味。

計算は、

$$3,840 \div 4.8 = 800。$$

(21) ここでの「割」も、「倍」の意味。

計算は、

$$3,840 \div 60 = 64。$$

(22) 明の成祖永樂帝（在位 1402–1424 年）の治下で鑄造された銅錢。室町時代に日本に流入したが、その流通は、1608（慶長 13）年に禁止された。

(23) きんせん。南京錢の略。明代に中国南方で私鑄された銅錢。

(24) 1636（寛永 13）年以降に鑄造された銅錢。

(25) 金貨は計数貨幣である。しかし、白石は、金貨においてはその現物の金としての価値が問題となる点で、注（27）で見るような銅錢における場合とは事情が異なることに注目する。金貨の大小が問題とされるのは、後出のように、宝永金（乾字金）と慶長金・正徳金との比較が念頭にあるからである。

(26) 小粒金。一分金のこと。

(27) 銅錢が、その銅としての価値から離れ、章票化していることの指摘である。

(28) 銀貨が秤量貨幣であることを言う。

る物にして、其数多きに至ては、その質の重きに堪ず候へば、通じ用ひ難き所ある物に候。(たとへば、下賤のものゝ、上さまの事には通じ用ひ難き事のごとし。)⁽³⁰⁾ 銀におゐては、其品たつときと賤しきとの間にたちて、其重さの軽重を以て用ひ候物に候へば、その大数万貫目と申すよりして、一分一厘の小数に至る迄、⁽³¹⁾ 通じ用ひられずといふ所なく候を以て、金といひ銭といひ其通じ用ひられがたき所は、皆々銀によりて其及ばざる所を相たすけ候物に候を以て、凡そ天下の財宝通用の事におゐては、銀を以て其大本とは仕る事に候。これによりて万物の価も、皆々銀を以て相定め候事に候。⁽³⁴⁾

第四 金銀銭の三つ、其品上中下候と申す事も、相通じ用ひ候上につきて相見え候事に候。たとへば、金一両の重さ四匁八分候ものゝ、銀の重さ六十

匁に当り候を以て、金の品の銀よりはたつとき事を知るべき事に候。又銀の重さ六十匁候ものゝ、銭四貫文の重さ三貫八百四十匁に当り候を以て、(これ一銭を以て一匁とし、九十六銭を百文とし候故にて候。)⁽³⁵⁾ 銀の品の銭よりたつとき事をも知るべきことに候。もし、此等の三つの宝、相通じ用ひ候事もなく、たゞ其一品につきて見候はんには、いづれの所におゐて其品の高き所をも、其品の下り候所をも、わきまへしらるべく候歟。此故に天下の財を論じ候には、まず通用と申す義を覚悟すべき事とは存候。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

第五 金銀銭三つの中、金と銀とは其地方の風俗によりて通じ行はれざる所ある事に候。これによりて、専ら金を用ひ候所にては、銀をたつとび候事を知らず。専ら銀を用ひ候所にては、金をたつとび候事を知らず候。これすなはち、其用

- (29) 上幣である金貨は、銀貨と交換される。しかし、銀貨は、金貨に換算して端数が出る価額であれば金貨と交換出来ない。それは、高貴な人を下賤な人の仕事には用いられないようなものである。
- (30) 下幣である銅銭は、随意に金貨や銀貨と交換出来るように見える。しかし、実際には、多量の銅銭は重いので、その交換には困難が生じることになる。それは、下賤な人を高貴な人の仕事には用いられないようなものである。
- (31) ここでは、「大きな数」の意味。
- (32) ここでは、「小さな数」の意味。
- (33) 秤量貨幣である銀貨は、価格の表現において、小額のものから高額のものまでに対応出来る。中幣である銀貨は、上幣である金貨では対応しにくい、金貨としては小額すぎる価額の表現にも、下幣である銅銭では対応しにくい、銅銭としては高額すぎる価額の表現にも、用いるのである。
- (34) 諸財の価格は、銀によって決定されるのである。
- (35) 銅銭 96 枚を 100 文とした。ここでの計算は、4,000 文では、
 $96 \times 40 = 3,840$ 。
すなわち、3 貫 840 匁となる。
- (36) 3 種類の貨幣が、交換されつつ流通すること。
- (37) 意味。

の相通ぜらるるによりて、其品のたつとき事をわ
きまへざるが故に候。西方の国々にては、専ら
銀を用ひ、(中国、四国、九州又は南海、北陸の
国々にては、半は銀を用ひ、物の価をも一分二分
など定めて、^(銀力)錢を以て商売し、召つかひ候男女
をも、給銀とて銀を以て給分とし候事に候。)東
方⁽⁴³⁾の国々にては、専ら金を用ひ候。⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾(陸奥出羽の
地にては、専ら一分判を用ひ候て、小判をも用ゆ
る事をしらざるもの候。まして、銀などの事は目

⁽⁴⁶⁾に見候事もなきもの共候。)錢におゐては五畿七
⁽⁴⁷⁾道皆々相通じ用ひ候といへども、陸奥出羽の地方
にては、⁽⁴⁸⁾丁錢をのみ用ひ候事に候。京都の事は申
すに及ばず、畿内の国々は上古より此かた、七道
の国々の人來り集り候都会にて、其地の人、工商
の利を以て天下に相通じ候事に候へば、金を用ひ
候国々には金を用ひ、銀を用ひ候国々には銀を通
じ用ひ候て、三つの宝相通じ用ひずといふ事なく
候。関東の国々も、⁽⁴⁹⁾当家世をしろしめされ候に至

(38) 天下の富について論じるときには、貨幣の価値（購買力）の相互依存性について知る必要
がある。

(39) しきたり。ならわし。

(40) 金と銀とが並んで流通し、相互に交換されることがないので。

(41) 西日本。

(42) 明らかに「銀」であろう。

(43) 東日本。

(44) 青森・岩手・宮城・福島と秋田の一部。

(45) 陸奥以外の秋田と山形。

(46) いわゆる「金遣い」圏と「銀遣い」圏の存在についての指摘である。白石は、『折りたく柴
の記』において、次のように述べる。

「古より東国の方には金と錢とを通じ用ひて、銀をば用ゆるにも及ばず。西方の国々にて
は、むねとして銀を用ひて錢をもて其用をたすく。然るに多くの新銀ども出来たりしかば、西
方の国々にしては、其患殊に甚だしければ、彼谷が議せし所も、まず銀の事をむねと申す也。
されど……「銀改りぬとも、金改らざらむには、つひには其価平かならじ」とおもひしほど
に、我ひそかに美雅に議りて、金の事をも併せ論ぜしむ。」(『折りたく柴の記』 pp. 348-349.)

ここで、「谷」は、谷長右衛門。白石に改鑄に関する意見書を送った堺の商人。「美雅」は、
菅美雅（萩原源左衛門）。幕府の勘定衆の組頭。

金銀の相場が、銀高になれば、金遣い圏の市場における銀遣い圏の製品の金での価格は上昇
する。銀安になれば、金遣い圏の市場における銀遣い圏の製品の金での価格は低下する。金
銀の相場は、今日の円・ドルの相場のような、外国為替相場的な面をもっていた。

(47) 五畿は、五畿内（5ヶ国）。七道は7つの街道。ここでは合わせて「日本全国」の意味。後
出の「六十六州」に同じ。

(48) 錢96錢ではなく、100錢を100文として通用させること。注（35）を参照。

つて、上方の工商共移り来り候に随ひて、金銀共に相通じ用ひ候事に習ひ候へども、銀の事におみては其利用ある事よくわきまへ知り候事は、西方の国々の人に及ばず候歟。(第三条に見え候ごとくに、天下の財宝通用の大本と申すものは銀の事に候を、東国の人はその大本におみて明らかならぬ所候によりて、財用⁽⁵⁰⁾の事を論じ候は、其理にあたらざる事共多く相見え候。いにしへより、京都⁽⁵¹⁾并に伊勢の国の人、財利の事にさとく候由を申伝候き。猶今もそのごとくに候て、京都、伊勢の商人の六十余州の間にいたらぬ国々もなく候。又、むかしより東国の人、武勇の事を以ては、天下にすぐれ候よし申伝候得ども、財利の事におみては、天性の得ぬ所ありと見え候。これすなはち、物はふたつながら全き事を得がたき謂と申すべく候。ましてや君子は義にさとく、小人は利に⁽⁵³⁾さとし、と申候へば、しかるべき人々のこれらの事につきて、下ごまのものにあざむかれ候ことは、もとよりの事と申すべく候歟。⁽⁵⁴⁾)

金銀の法^{やぶ}弊^{あわせて}れ并物価高くなり候事

元禄年中金銀の法を改められ候事、其品を引下げ候上は、可⁽⁵⁶⁾然⁽⁵⁷⁾事あるまじきは論ずるに及ばず候。しかれども金銀をのく其品を引下され候仕第、慶長の初に割合せられ候法意をうしなはれず候はんには、其害甚だしき事には至るべからず候歟。然れば、金銀の事を論じ候には、をのずから其品の高下ある所を覚悟すべき事に候。況⁽⁵⁸⁾や又、

万物の価は、金と銀とを以て易所につきて相定る事⁽⁵⁹⁾に候上は、金銀の品相みだれ候に就ては、万物の価も平かなるべからざる事⁽⁶⁰⁾、これ又、あやしむにたらず候。こゝを以て金銀の品にをのずから其高下ありて、万物の価これによりて高下することの由をこゝにするし候。

第一 元禄年中金銀の法を改められ候へども、其通用の法をば、もとのごとくに金一兩を以て銀六十匁に当べき由を定められ候き。然るに、世の人ひそかに金銀の品を論じ定め候て、金はむかしにくらべ候に、其品大きに下り候、銀はむかしには及ばず候へども、金にくらべ候時は其品まさり候由にて、銀をたつと⁽⁶²⁾み金を賤し⁽⁶²⁾み候事によりて、(金一兩の重さ四匁八分の内にて金は三匁一分七厘⁽⁶³⁾ありて、其余一匁六分三厘は銀をまじえ入れ、銀は六十匁の内にて銀三十八匁四分ありて、その余二十一匁六分は銅をまじえ入れられ候をもつて⁽⁶⁴⁾也。)其品高かるべき物は下り、其品下るべき物は高くなり候事、たとへば天地の位をかへ候ごとくなり候ひき。これ金銀の法破れ候て、万物の価増しくはり候事の始めにて候。(これ慶長の法の金の価は、銀よりは十二割余高かるべきつりあひを覚悟せずして、みだりに古法を改め候過ちに候歟。)⁽⁶⁷⁾

第二 宝永より後に及びて、銀の品を引き下され候といへども、猶又、金の品と其高下相わかれ候ほどの事に至らず⁽⁶⁸⁾。況⁽⁶⁸⁾又、其後金の品はむかしのごとくになされ候といへども、其形の大にむか

(49) 徳川家。

(50) 商売。財利に同じ。

(51) 商売。営利活動。

(52) 京商人はもとより、松坂などの伊勢商人は有名。

(53) 『論語』里仁篇にある言葉。

(54) 荻生徂徠も『政談』で、取引における武士の智恵が、商人に及ばないことを嘆いている。

(55) 品位。

しの金に同じからず候へば、その通用はむかしの⁽⁶⁹⁾
 ごとくならず。銀の品は次第に下り候につきて、⁽⁷⁰⁾
 世の人、又ひそかに其品を論じ定めて、銀を賤しみ

候事の甚だしきに過ぎ候を以て、金銀の品ふたゝ
 びあひやぶれ、万物の価もふたゝび相ましくはゝ⁽⁷¹⁾
 り候き。(これ又金銀の品に高下あるべきつりあ

- (56) 元禄の改鑄が悪鑄であったこと。表1・表2を参照。元禄は、1688-1704年。改鑄は、1695(元禄8)年。

表1 金貨(小判)の品位・重量の変遷

	金 (%)	銀 (%)	重量 (匁)
慶長金	85.7	14.3	4.76
元禄金	56.4	43.2	4.76
乾字金	83.4	16.6	2.5
正徳金	85.7	14.3	4.76

出所：品位は、瀧本(1923)の次のページ。p.113, pp.129-130, pp.146-147. 重量は、「白石建議」より。なお、「乾字金」は宝永金貨のこと。品位は、四捨五入して、小数点第1位までを示してある。

表2 銀貨の品位の変遷

	銀 (%)	雑分 (%)
慶長銀	80	20
元禄銀	64	36
宝字銀	50	50
二宝字銀	40	60
三宝字銀	32	68
四宝字銀	20	80
正徳銀	80	20

出所：瀧本(1923)の次のページ。p.113, p.127, pp.146-147.

- (57) 然る可き。

(58) たとえ金・銀貨の品位を引き下げたとしても、慶長期に決定されたその両者の品位を基準として、引き下げ率を均等にすれば、改鑄の禍はこんなに大きくはなかったであろう。(例えば、金貨の品位を、 0.84×0.7 に引き下げるのなら、銀貨の品位は、 0.8×0.7 にすべきであった。)

以上のようにすれば、金銀の比価は変わらず、その比価の変動にともなう物価の上昇は起きなかった、という含意がある。

(59) 金銀の比価が変わったとき、高くなった方の貨幣で表示する価格は低下させないであろうから、安くなった方の貨幣で表示する価格を上昇させざるを得ない。物価を能動的に決定していく貨幣は、安くなった方の貨幣であることになる。

- (60) 安定しない。

ひを覚悟せずして、みだりに法を改候故に候歟。)

第三 元禄年中金銀の品改まり候て、万物の価増し加り候事は、金銀通用の法はむかしのごとくに金一両を以て銀六十匁に当られ候へども、世の人金を賤しみ銀を貴とび候事によりて、其通じ用ひ候所は、一両の金わづかに銀五十四匁に当り候を以て、(銀五十二匁迄になり候事も候ひしかども、五十四匁はよのつねの価に候き。)⁽⁷²⁾たとへば、其価の銀六十匁の物の代として金一両を請取候ては、

たち所に五六匁の損失に及び候を以て、その価を増して六十五六匁に売り出さる事を得ず候き。⁽⁷³⁾

況又、其比物によりては運上を召され候といふ⁽⁷⁴⁾事出来り候ひしかば、運上に奉るべき程の価を増しくはふる事も出来りて、かしこに増しこゝに⁽⁷⁵⁾加り、日々に価貴からざるものもなく候き。其後運上の事は停止せられ候といへども、此時に至ては運上召れず候物も、皆々其価増し加り候ひし上は、⁽⁷⁶⁾運上停止せられ候物も其価を減じ候にも及ばず。

(61) 金・銀貨の品位の乱れによって、物価が変動する。この点が、「改貨後議」における議論の基本的な命題をなす。

金銀の比価の変化そのものは、それぞれの貨幣の品位の不均等な変化による。しかし、そうした比価の変動が、財の価格を上昇させる行動をもたらしても、その上昇が定着しうするためには、その上昇を実現しうるように、貨幣数量が増大していなければならない。

(62) 表1・表2を参照。

ここでは、元禄の改鑄において、金・銀貨の内、悪鑄の度合いの大きかった金貨の対銀貨価格が下がり、悪鑄の度合いの小さかった銀貨の対金貨価格が上がったことが注目されている。

(63) ここでは、金の含有率は、66%になる。表1の数値とは異なる。同表から計算すると、含有量は、

$$4.8 \times 0.564 \approx 2.71。$$

すなわち、2匁7分1厘である。

(64) 銀の含有率は、64%。これは表2の数値と同じ。

(65) 上幣である金貨の品位がより大きく下がり、中幣である銀貨の品位はより小さく下がったこと。

(66) 倍。

(67) 宝永は、1704-1711年。金貨の改鑄は、1710(宝永7)年。

(68) 銀貨の品位を引き下げたが、金貨の品位の銀貨の品位に対する低さは、解消されなかった。

(69) 宝永金(乾字金)で、品位は改善されたものの、重量が大幅に減少したこと。表1を参照。

(70) 表2を参照。宝字銀以下が宝永期以降の鑄造。

「当時行はるゝ銀共は、名こそは銀にてあるなれ、実には銅の銀気あるにも及ばざれば、大坂のものどもして其銀とらせむに、何事かあるべき。」(『折りたく柴の記』p.352.)

(71) 銀貨の品位の低下によって、金・銀貨の相場が変わり、また物価の上昇が起こった。

(72) 普通の価格。

時勢また一変し候て、銀の価甚だ賤しくなり来り、九十四五匁の銀も金一両に相当り難く候ひしによりて、つゝに、諸物の価相減ずやうもなく候き。⁽⁷⁷⁾

第四 異朝にしては中世より此かた、宝鈔と銭⁽⁷⁸⁾とを通じ用ひ来り候由に候。⁽⁸⁰⁾我国にても近世に及びこ、かしこの国郡にて、紙札といふものを以て其国郡に通じ用ひ候は、すなはち彼⁽⁸¹⁾宝鈔の法に相同じき事に候。⁽⁸²⁾しかれば、たとひ其品下り候金銀に候とも、当時におゐて其法を改定られ、天下に通行すべき由御沙汰候上は、六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候べきや。⁽⁸⁴⁾しかるに、金銀の⁽⁸⁵⁾

法相改り候度ごとに、世に通行し候所の金銀の価、相高下し候事は、両替の事を以て家業とし候もの共、をのく其利を相謀り候て、ひそかに金銀の品を論じ定め、その定め候価の外には売る事をも買ふ事をも得ず候によりて、金ある人は銀と銭とにかふべき所なく、銀ある人は金と銭とにかふべき所なくして、金銀銭三つの宝相通じ用ひ難く候ひしかば、農工商の類⁽⁸⁶⁾は申すに及ばず、武士といへども、両替の者共の申す旨に任せざる事を得ず候によりて、つゝに天下の利権は両替の者共の掌の中に落候て、天下の大法といへども、わづかに一

(73) 「金安銀高」という条件下で、銀による取引をおこなう場合、金に換算しても損をしないためには、銀による価格を、「金安銀高」以前の価格より引き上げる必要がある。

ここでは、金・銀貨の改鑄基準の不揃いによるその比価の変化が、物価の上昇・下落の原因であるとされている。

(74) 決められた物については運上を課す。運上は、商・工・運輸業者などに課せられた営業税。

(75) 運上がそれぞれの価格に転嫁され、物価が上昇した。

(76) 運上が廃止されても、価格は低下しなかった

(77) 「金安銀高」が「金高銀安」に反転することによって、「金安銀高」のときに起きたのと同型の物価上昇のプロセスが生まれた。宝永期以降における銀貨の悪鑄の激しい進行については、表2を参照。

(78) 本格的には元代。

(79) 紙幣。

(80) 白石は、中国では、元代において交鈔が用いられて以降は、銭と紙幣とが主に流通していると認識している。

(81) 藩。

(82) 藩札。

(83) 藩札の発行は、1630（寛永7）年の福山藩に始まる。

(84) 日本全国。

(85) たとえ品位が下がったとはいえ、金・銀貨が法にしたがって円滑に流通しないことは論外である。

(86) 両替商たちは金銀銭について「価格協定」を結んで、その需要者に対して独占者として行動する。

国一郡を領し候人の紙札を以て、その領内に通じ
行ひ候事にも似ず候事、其是非を論ずるに及ばず
候歟。(88) 凡 武士たるほどのもの共、金銀の品の高
下など申す事はもとよりわきまへ知る所にあらず
候。前条に見え候ごとくに、専ら金を用ひ候国々
にては、銀のたつとき事をもしらず、専ら銀を用
ひ候国々にては、金のたつとき事をもしらず候へ
ば、農工商の類と申せども、金銀の品に高下ある
事を論ずるに及ばず候は、勿論にて候。然るに、
金銀の品を高下し、その価を論じ定め候事は、皆
是両替のもの、其利を求むべきがために申行ひ候
事に候。その余の商人は申すに及ばず、農工の類
もまた、をのくその利をうしなひ候まじき事をあ
ひ謀り候上は、諸物の価相増し候事そのいはれな
きにあらず候。(89) すべてこれらの事、よく其源を

尋ねきはめられ、其源を塞ぎて、其流を通ぜられ
候御沙汰など申す事もなくして、たゞひたすらに
金銀の品下り候事のあやまちのみと議定あるべき
は、其一つをしりて、其二つをしらざる論とも申
すべき歟。

金銀の法むかしに復され候に就て浮説多き事
今度金銀の法、慶長の法のごとくになし返され
候御事は、金銀の品を始めて、其通じ用ゆべき法に
至る迄、ことごとく皆其正しき所を得候て、元禄
以来の金銀も又、をのく其品に随ひ相通じ用ひら
れ、つみには天下の宝その宝とする所を得べき事
共に候。しかるに、今度の御沙汰仕第、不レ可レ然
御事候由、非議し申す人々候事は、もとより国家財
用の道など申す事をもわきまへ知られざる人の、

(87) 以上、金銀銭の売買をおこなう両替商が、改鑄の受益者となって巨利を得、経済的な実権を握るに至ったことを述べる。

(88) 金・銀貨・銅銭以外に藩札が存在している。藩札は各藩で流通しているのに、金銀の円滑な流通が両替商によって妨げられているのは問題である。

(89) 両替商の行動が原因となって、商人、さらには農工の人々が、利益を失うまいとして行動するから、物価が上昇するのは理由のあることである。

白石は、両替商を非難する。財を生産することよりは財を売買することが、財を売買することよりは貨幣を売買することの方が、富を蓄積する力が大きいことは、少なくとも前近代において、洋の東西に共通した事柄であろう。

(90) ここでは、諸財の価格の上昇を防ぐため、両替商の行動を規制する法が必要であることが含意されている。

(91) 論議して決める。

(92) 金・銀貨の品位の低下が、物価上昇の1つ目の要因であるとすれば、人々の利益を求める行動が、その2つ目の要因である。

(93) 根拠のない噂。風評。

(94) 正徳の改鑄(1714(正徳4)年)のこと。その内容については、表1・表2を参照。正徳は、1711-1716年。

(95) 新金・銀貨(正徳金・銀価)の交換と流通に関する法。

(96) 自らが主導した正徳の改鑄を擁護する。

一時の利を^{むさぼ}貧り候もの共のために欺き誤まれ候て、それらが申す所の浮説の事を信とし、用ひられ候故と相見え候を以て、其一二を、こゝに弁じ明らめ候。

第一 只今迄の金二両を以て新金一両に当られ⁽¹⁰⁰⁾候事は、世の人其財の半を減ぜられ候由。此説を信用し候事は、金を通じ用ひ候法をも、金銀を通じ用ひ候法をも、わきまへぬ人のあやまちと申すべく候歟。(此の通用の法は、前条に見ゆ。)金の事は其形の大小を以て通じ用ゆる物に候へば、其数の多少を論じ候事、錢を用ひ候ごとくなる物には⁽¹⁰¹⁾あらず候。まず金を通じ用ひ候法につきて論じ候はゞ、小粒四つと小判一両とは、其数を以て論じ候時は、四つと一つとの多少同じからず候へども、其用ひ候所は金一両にて候事は相同じく候。又、小判七両余と大判一枚とは其数を以て論じ候時は、七つと一つとの多少同じからず候へども、その用ひ候所は金七両余にて候事は相同じく候事のごとくに、只今迄の金二両と新金一両とは、その数は二両といひ一両といふ事の多少は候ども、⁽¹⁰²⁾むかしより定め置れ候所の金一両に候事は相同じ

き事に候。いづれの所におゐてその半を減じ候所はあるべく候歟。次に、金銀通じ用ひ候法につきて論じ候はゞ、只今迄の金二両を以て只今迄の銀百四十匁余にかふべき事⁽¹⁰³⁾に候。新金一両を以て只今迄の銀にかへ候はゞ、これも又、百四十匁余にかふべく候へば、これ又、いづれの所におゐてその半を減じ候所は有べく候歟。

第二 新金一両と只今迄の金二両とを秤に懸比⁽¹⁰⁴⁾べ候に、新金の軽き事二分に及び候由。この説を信用し候事は、慶長の初に小判造られ候法意を心得ざる人のあやまちと申すべく候歟。⁽¹⁰⁵⁾凡金一両の重さ、世の申伝ふる所、或は四匁七分三厘とも申し、或は四匁七分六厘とも申し、或は四匁八分とも申し、一定の説を存じ知り候ことなく候は、多くの小判を造出し候に、其軽重はあるべき事に候を、わづかの軽重をも論じ候におゐては、世に通じ行はれざる小判ども出来るべき事、甚以て不⁽¹⁰⁵⁾レ可⁽¹⁰⁶⁾然事の由議定ありて、明らかなる法を定められざる由に候。(此等の事、神慮深く遠き御事たる由、ふるき人は申つたへたる事に候。)こゝを以てわづかの軽重を論じ候に及ばずして、相

(97) 然る可からざる。

(98) そしり論じる。

(99) 国家の経済の運営。

(100) 宝永金 2 両を以て、正徳金 1 両と交換すること。

(101) 金貨の重量については、表 1 を参照。

(102) 慶長金に等しい正徳金 1 両。

(103) ここでは、宝永金(乾字金) 1 両 = 旧銀 70 匁、正徳金 1 両 = 旧銀 140 匁という比価が想定されている。

(104) 計算は、匁を単位として、

$$(2.5 \times 2) - 4.8 = 0.2。$$

新金を 4.76 匁とすると、差は 0.24 匁になる。

(105) 然る可からざる。

(106) 家康の思慮。

通じ用ひ来り候事、すでに百余年に及びたる事に候。況^{いひ}又、今度の新金、慶長の法のごとくに改定められ候由に候上は、これらの事もより論ずるに及ばざる事に候歟。⁽¹⁰⁷⁾(ある人の説に、元禄の金を造出され候時、慶長の法三分が一を減ぜられ候へば、元禄金百両にては慶長の金三十余両をうしなひ候つもりに候へば、わずかの増金を被⁽¹⁰⁸⁾下候を以て事たり候事にあらず候。しかれども其時に軽重多少を論じ候説もなく候き。今度に至てこれらの説を申しふらし候は、両替のものども、わづかにても歩金を被⁽¹⁰⁹⁾⁽¹¹⁰⁾下候はん事を謀りて、申しふらし候事に候と云々。これ又、其謂ある説⁽¹¹¹⁾歟。⁽¹¹²⁾)

第三 新金の一两、只今迄の金二両より軽き事二分に及び候上は、歩金をくはえられ候て引換らるべき事の由。此説を信用し候事は、新金の事におゐては元禄以来の例を以て准ずべからざる義を心得ざる人のあやまちと申すべく候歟。元禄の金は其形は慶長の金に相同じく候へども、其品大きに及ばず候を以て、歩金をくはへて引替られ候

き。只今迄の金は、其品は慶長の金に相同じく候へども、その形小さく候を以て、歩金をくはへて引替られ候き。新金におゐては其品といひ其形といひ、元禄以降の金の及ぶ所にあらず候へば、なにを以てか歩金をくはへらるべく候はん歟。⁽¹¹³⁾(元禄以降の歩金といへども、その減じ候所をつぐなひ候に及ばざる事の子細は、前条の注に見え候ごとくに候。)況^{いひ}又、元禄年中金造出され候時に歩金をくはへられ候ひしかども、又、此事によりて世の通行におゐては、なを私の歩金をも増し加へ候て、金の価は賤しくなり候き。今度のごときも歩金等の御沙汰に及ばれず候をだに、なを内々におゐては歩金の事など申す事候由聞え候へば、若し歩金をもく⁽¹¹⁴⁾はえられ候事の候はんには、必らず又、私の歩金をも増し加へ候て、金をも賤しみ⁽¹¹⁵⁾候事出来るべき事に候。かれといひこれといひ、歩金く⁽¹¹⁶⁾はえらるべき義にあらざる事、論ずるにも及ばず候。⁽¹¹⁷⁾(さなく候だに、新金の品は慶長の金に及ばず候など申す由に候。もし歩金等の事候はんには、いよく其品を賤しみ申すべきことは、智

(107) 以上での白石の論法は、かなり危うい。小判の製造過程で重量に誤差が生じることと、注(104)で見たように、当初から2分という「誤差」を含んでしまうということとは違うはずである。

(108) 下され。

(109) 割増金。

(110) 下され。

(111) わけ。

(112) ここでは、歩金の支給をもとめているのが両替商であるとされる。

(113) 以上、慶長金・元禄金・宝永金(乾字金)・正徳金の関係については、表1を参照。

(114) 金貨が公定の価格より低い相場で売買されること。

(115) 公の歩金に、民間の金相場の低下が加わること。金貨の価格を左右するような政策を採るべきではないことが、含意されている。

(116) これまで述べてきたいくつかの理由。

(117) それでなくてさえ。

者を待ずして明らかなることに候歟。⁽¹¹⁸⁾

第四 召つかひ候男女等給金の事に就て、難儀の事出来るべき由。此説を信用し候事は、天下の事の情をも通じ曉らぬ人のあやまちとも申すべく候歟。前条に見え候事の如くに、専らに銀を用ひ候国々にては、給銀と名づけ候て、銀を以て召しつかふ男女の給分とし、専らに金を用ひ候国々にては、給金と名づけ候て、金を以てその給分とし候へ共、或は又、切米と名づけ候て、米を以てその給分となし候事も候へば、(切米とは給米といふ事を誤りいふ事にや。)六十六州の内給金を用ひ候国の数は、半よりも猶すくなかるべき事に候。然れども、御旗本の面々を始め、御城下の寺社町々におゐて召しつかふ下人其数多かるべき事に候へば、凡そは三十三州は給金を用ひ候つもりに候とも、今より後十年の間に用ゆべき給金の料ほどは、只今迄の金は世に通行すべき事に候。(これ只今迄の金の数、五三年の間に、ことごとく吹改むべき事にあらざるを以て也。)たとひ今よりして十

年の後に至て、只今迄の金世にとほしく候はん時に及びては、万物の価も相定まり候て、新金を以て給金とし候とも、召つかふ男女難儀の事も有べからざる事に候。⁽¹²²⁾たとひ又、侍以上の輩、其給金の半になり候と申す名をきらひ候事も候はんには、給金を改めて切米となし候事の類、其望にかなひ候程の事は、主人たるもの、はからひに有べき事に候。然らば、又、なにの煩しき事の候はん歟。⁽¹²⁴⁾

第五 六十六州の知行の額によりて役金をあてられ、新金一両を以て只今迄の金一両に引き替えらるべき由。此説におゐては取用ゆるにたらざる事、前日既に申つくし候き。⁽¹²⁶⁾たとひ又、役金をあてられ、其不足を補はるべきなど申す事、其謂候とも、終には只今迄の金二両を出し候て、新金一両に替候事は相同じき事に候。其故は、新金一両を造出し候には、只今迄の金二両を用ひ候はずしては出来ざる事に候。天下の人を合わせ候て、これを見候はんには、たとへば引替候時に当ては、

(118) 歩金を出せば、新金の品位は慶長金より低いという噂を肯定することになる。

(119) 江戸城下。ひいては各地の城下町。

(120) ここから、白石が、旧貨から新貨への移行が、通常の改貨方式でも10年はかかる事業であると考えていたことが分かる。

(121) 改鑄する。小判は、直接には鑄造ではなく鍛造だが、その前に必要な純度の金を造る必要がある。

(122) 白石は、問題を長期的な視野で考えていた。この点注(142)を参照。

(123) 武士にも、その切米としての所得を米ではなく、貨幣で受け取る者がいた。彼らにとって「給金」は身分の象徴であるから、それが名目的にせよ半減することを嫌う者もいる。

(124) ここでも問題が長期的視野で捉えられている。

(125) 知行高に応じて割当て金を設けて。

(126) ここからは、幕政の場における白熱した議論の様子が垣間見える。

(127) 役金を出した上で新金1両と旧金1両を交換するのでは、新金1両と旧金2両とを交換するのと変わらない。

(128) 問題をマクロ的に見るべきことが述べられている。

金百両を以て百両の金に替候とも、これよりさきに其不足を補はれ候料として、百両の役金を出し置候へば、時の前後は候とも、終には只今までの金二百両を出し候て、新金百両に替候事は、なにかはりの有べく候はんや。此等の説は、あまりに愚なる事とも申すべく候歟。

第六 新銀の事は世の人申す所もなく候へば、今度の法のごとくに行はるべき御事に候。新金の事におゐては、まず停止せらるべく候由。⁽¹²⁹⁾此説を信用し候事は、金銀通用の法有る事をもわきまへず、前車の覆り候事をもしる事なく候過ちと申すべく候歟。⁽¹³¹⁾元禄年中金銀の法改められ候初に、世の人銀をたつとび、金を賤しめ候事により候てこそ、万物の価はくるひ出し候ひしは、⁽¹³²⁾いまだ遠からぬほどの事に候へば、誰かは見及び聞及び候はぬ人の候べきや。新銀すでに世の人たつとび思ひ候ことに候はゞ、世の人また只今迄の金の其形小しく候事をば、いかゞは存じ候べき。たとへば只

今迄の金一両を以て新銀にかへ候はんには、わづかに其銀三十匁を得べき事に候。元禄の初、一両の金を以て銀五十四匁にかへ候時だに、万物の価は増し加はり候き。⁽¹³³⁾況や、一両の金、銀三十匁にかへ候はんには、万物の価はいかゞなりはて候べきにや。殊には又、此事を議せられ候事三年を経て事定まり候御事を、⁽¹³⁴⁾わづかに百日をも経ず候て、又、改めて御沙汰候はん事、⁽¹³⁵⁾国体におきてしかるべき御事に候はん歟。これらは無下に浅ましき説と申すべく候歟。

第七 新金新銀其数いまだ多からず候間は、その通用相滞り候事はあるべき事に候。然れば、新銭多く鑄出され候て、金一両に四貫文づつの定を以て売出され候はゞ、⁽¹³⁶⁾新金の通用をば相たすべく事の由。此説におゐては一向に其いはれなしとは申すべからず候へども、いまだ其理をも極めつくさずして、殊には国家の大体と申す事の候をば⁽¹³⁷⁾心得ざる人のあやまちに候歟。慶長の初より、金

(129) 銀貨の改鑄のみをおこない、金貨の改鑄は中止すべきである、という意見。

(130) 法則。金銀の流通についての法則性。

(131) 金・銀貨にはあるべき比価が存在するという事を知らない意見であり、元禄・宝永期の改鑄の誤りを繰り返すものである。

前出のように、金銀の比価の変化は物価上昇の原因になる、と白石は捉えた。

上方経済の混乱を収拾するためには、銀貨の改鑄によって、「金高銀安」を是正することが必要になる。一方、東国に基盤をもつ幕府にとって、「金安銀高」も好ましくない。そうした二面的な問題の着地点が、金・銀貨の同時的な改鑄による、金・銀貨ともの、慶長期の品位・重量への復帰であった。

(132) 安定を失い、急激に上昇した。

(133) ここから「改貨後議」の執筆時点が分かる。それは正徳の改鑄についての「御沙汰」(1714(正徳4)年5月15日)の後、3ヵ月程の時点であったことになる。

(134) 幕府の決定の公示。

(135) 国柄からして、短期間での政策変更は、許されることであろうか。

(136) 白石は、旧貨と新貨の切り替えにともない、過渡的な混乱が起きることを予測していたことになる。

一両を以ては、銀にしては六十匁、錢にしては四貫文に相当すべき由の御定は、天下の通法に候事勿論の事にて候。しかるに、今度御沙汰の次第、新金一両は新銀六十匁に当られ、只今までの金一両は只今迄の銀六十匁に当られ候割増の法に、詳に相定められ候へども、錢におゐてはとかくの御沙汰に及ばず候御事は、もし只今迄の金一両に錢四貫文をかゆべき由を定められ候はゞ、新金一両を以ては八貫文の錢にかふべく候歟、又、新金一両に錢四貫文をかゆべき由を定められ候はゞ、只今迄の金一両には二貫文の錢をかふべき候歟。⁽¹³⁸⁾金と銀とは慶長の法によられ候所に、錢におゐては慶長の法にたがふ所も候はん事、不⁽¹³⁹⁾レ可⁽¹³⁹⁾レ然御事に候。況⁽¹⁴⁰⁾や又、錢の価、或は甚⁽¹⁴⁰⁾だ高きに過ぎ、(これ一両に二貫文の事也。)或は甚⁽¹⁴⁰⁾だ賤きに過ぎ候はゞ、(これ一両に八貫文の事也。)下賤のもの共のために尤⁽¹⁴⁰⁾以て不⁽¹⁴⁰⁾レ可⁽¹⁴⁰⁾レ然事に候。錢はもとより賤しき室に候上は、其法を定めらるゝに及ばずして、新錢を鑄出され候て、世に行はれ、下々⁽¹⁴¹⁾にての通行に打任せられ候におゐては、只今迄の金にては一両につき三貫二三百匁にも通行すべき事に候。此後十余年をも過候に及びて、新金の世に行はれ候事も年久しく、万物の価も相定り候時に至ては、をのずから新金一両につき四貫文四五百錢にも相当り、二十年を過ぎ候はゞ、金銀錢の三つ其価平かにして、慶長の法のごとくにたちかへるべき事に候歟。⁽¹⁴²⁾

右愚存の趣ことぐく皆、世の人の申す所を難

じ申す所に候へば、其其憚⁽¹⁴³⁾すくなからず候。但し某とてももとよりこれらの事におゐては、一向に其心得なき事共に候へども、異朝の書には天下財用の事ども、詳に論じ候物ども其数多く候を、わかき時に其かたはしばかりはうかゞひ見候事も候て、今日の事に存じ合はせ候所々候を以て、心のおよび候事共をしる⁽¹⁴³⁾候。申す所の理に当り候歟否におゐては、覚東なき事勿論に候。

(経済学部教授)

主要参考文献

- 新井白石 (1907) 「白石建議」以下に所収。『新井白石全集』第六巻。
 —— (1999) 『折りたく柴の記』(松村明校注) 岩波文庫。
 荻生徂徠 (2011) 『政談——服部本』平石直昭校注、平凡社、東洋文庫。
 石下忠他編 (2009) 『日本思想史辞典』山川出版社。
 岩橋勝 (1988) 「徳川時代の制度的枠組み」以下に所収。速水融・宮本又郎編『日本経済史 1 経済社会の成立』岩波書店。
 金融研究局編 (1981) 『貨幣年表』日本銀行。
 国史大辞典編集委員会編 (1979-1997) 『国史大辞典』吉川弘文館。

(137) 国政の大綱たるべきこと。

(138) 改鑄する金・銀貨については、新貨には新貨、旧貨には旧貨を対応させればよい。しかし、改鑄されない銅錢と金・銀貨との関係については、そういう手法は採れない。そうでないと、錢の対金銀価格に混乱が生じてしまう。

(139) 然る可からざる。

(140) 前注に同じ。

(141) 新錢を鑄造して、その価格を法定するのではなく、貨幣の市場に委ねればよい。

杉山伸也（2012）『日本経済史』岩波書店。
瀧本誠一（1923）『日本貨幣史』国史講習会。

三田葆光（1977）「白石先生年譜」以下に所収。
『新井白石全集』第六巻。

(142) ここで白石は、改鑄による物価の安定には20年はかかると見ている。

白石の貨幣政策論について考える場合、彼が「実数」——実質をともなった数値——という概念と、「虚数」——実質をともなわない数値——という概念からなる対概念を用いて思考していたことを確認しておく必要がある。

白石は、『折りたく柴の記』において次のように述べる。

「金の製其形も其重さも古のごとくなれど、天下の眼掩ふべからざれば、改造られしもの半ばはこれ銀也としりてければ、これよりさきに金百兩の価せしものをば、此後は金二百兩にあらざれば、売る事あたはず。銀の事も亦これに准ず。されば、万物の価騰り、貴くなりたりなどといへども、実にはそのしかるにはあらず。世の人の見るところは、「たゞ今の二百兩は、古への百兩也」とおもひし也。さらば、妄に其虚数を増したるにて其实数は増す所もなし。此後また金銀の製古に復されんには、世の人の見む所は、改造られし金百兩は只今迄の二百兩なれば、其虚数を減じたるにて、其实数は減ずる所もなし。」（『折りたく柴の記』 pp. 349-350.）

新旧の貨幣が切り替わり、それにともない、貨幣数量が変化するという事は、物価が同方向に変化するということである。人々の保有する貨幣量の変化は、物価の変化によって相殺されてしまうのである。すなわち、貨幣価値・物価の体系が旧貨幣に対応するものから新貨幣に対応するものに変化しければ、そうした貨幣価値・物価の体系の変化は、名目的なものにとどまるのである。

もちろん、白石は、これまでに見てきたように、過渡的現象としてのインフレーションに強く注目する。しかし、彼の議論の根柢には、そのような過渡的な事態を見る視点とは異なった、長期的な視点における貨幣論があった。そうした問題を見る「スパン」は、白石の政策の評価にもかかわってくる。

(143) 白石が参照した中国書は不詳。